

建設業法令遵守について

中部地方整備局 建政部 建設産業課

1. 建設業を取り巻く現状
2. これまでの各種施策
3. 建設業法改正
4. 建設業法令遵守
5. その他

1. 建設業を取り巻く現状

- (1) 建設業就業者の現状 ・ ・ ・ ・ ・ P. 3
- (2) 建設産業における働き方の現状 ・ ・ ・ ・ ・ P. 4
- (3) 賃金の推移（建設業と他産業との比較） ・ ・ ・ ・ ・ P. 5

(1)建設業就業者の現状

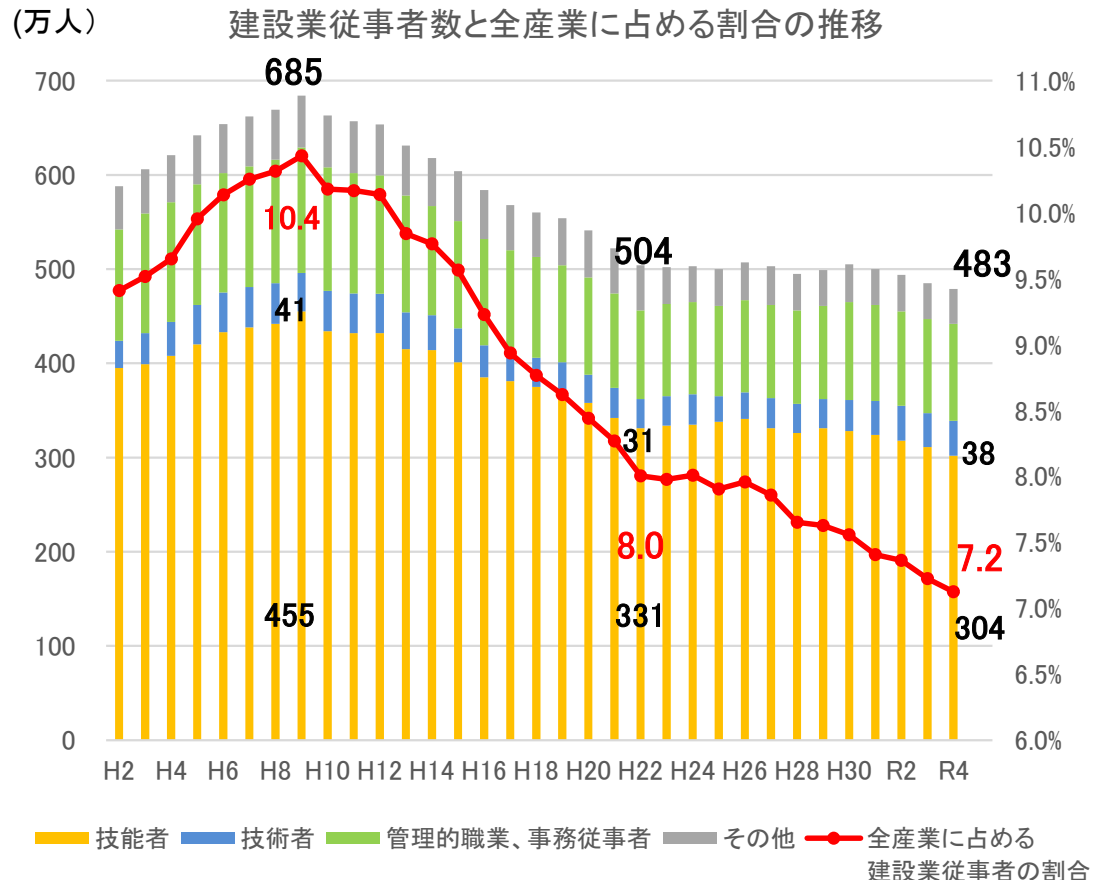
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)

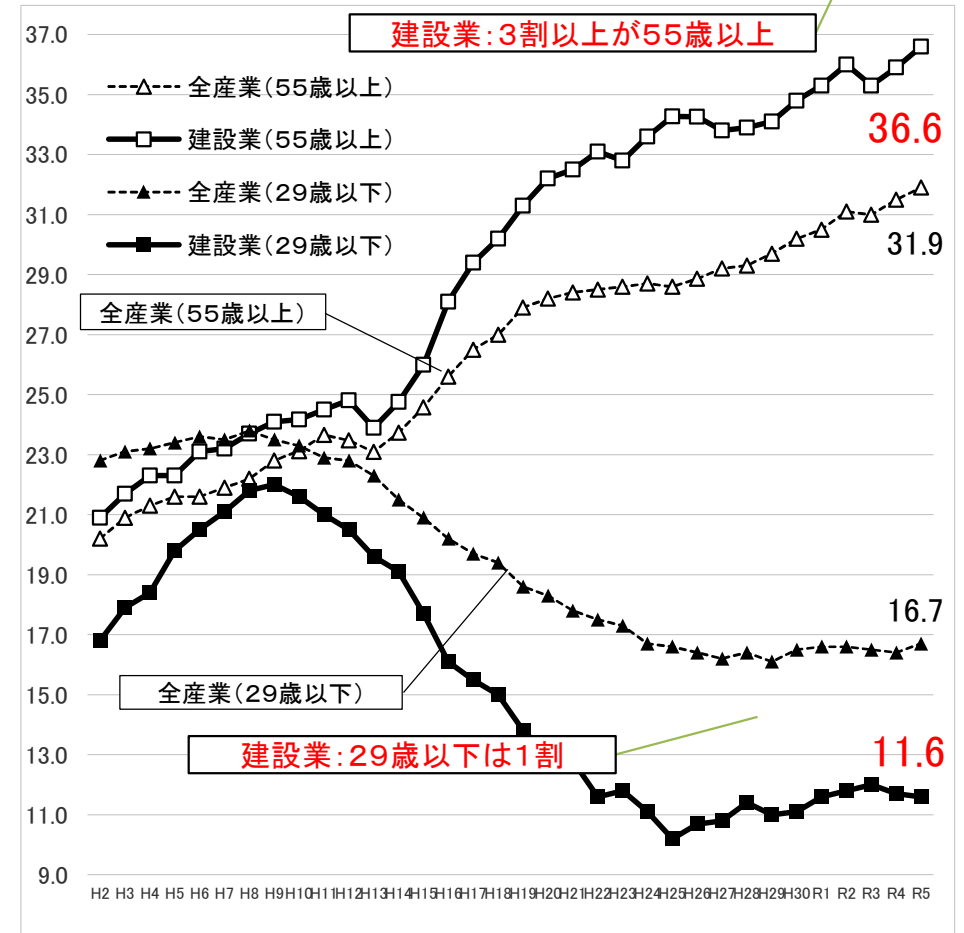
○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)

○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)



建設業就業者の高齢化の進行

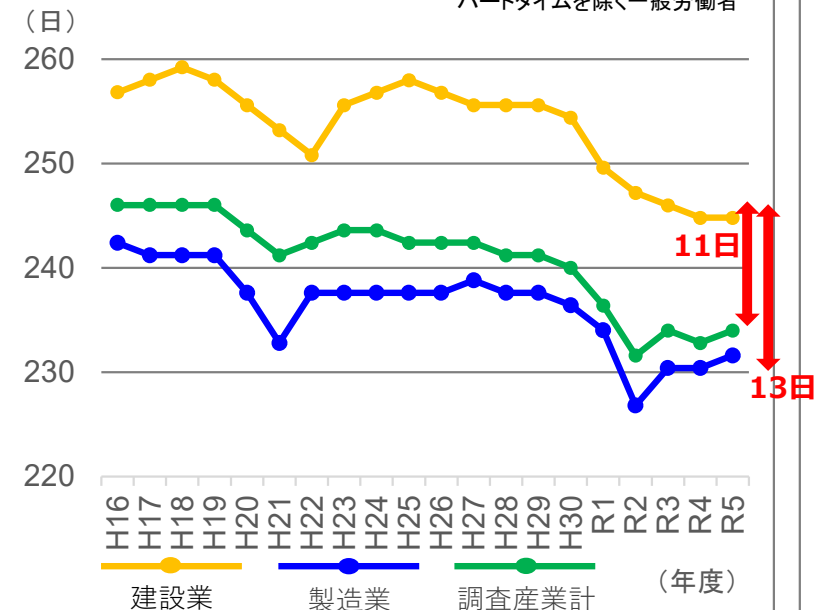
- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



(2)建設業における働き方の現状

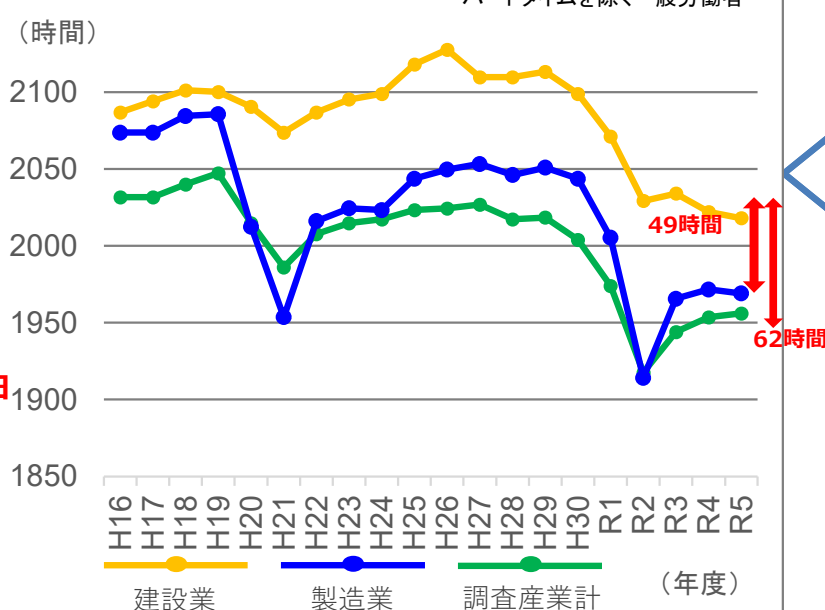
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

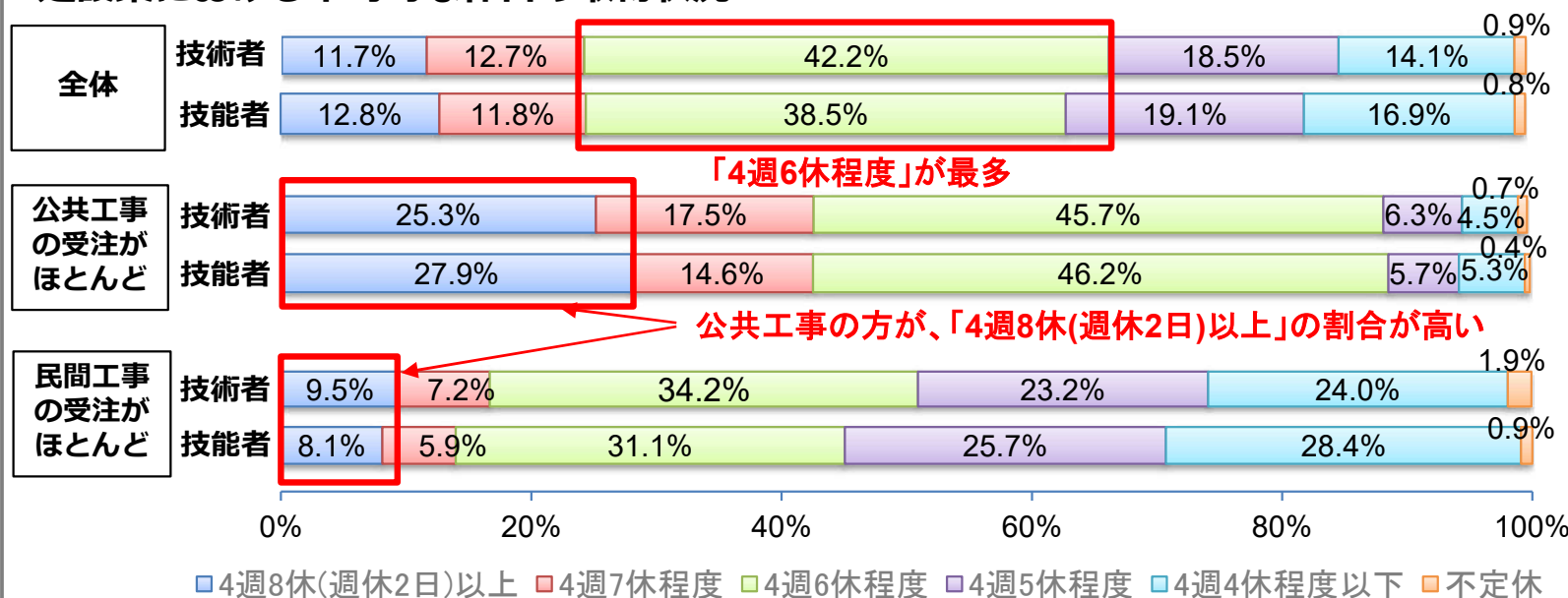
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

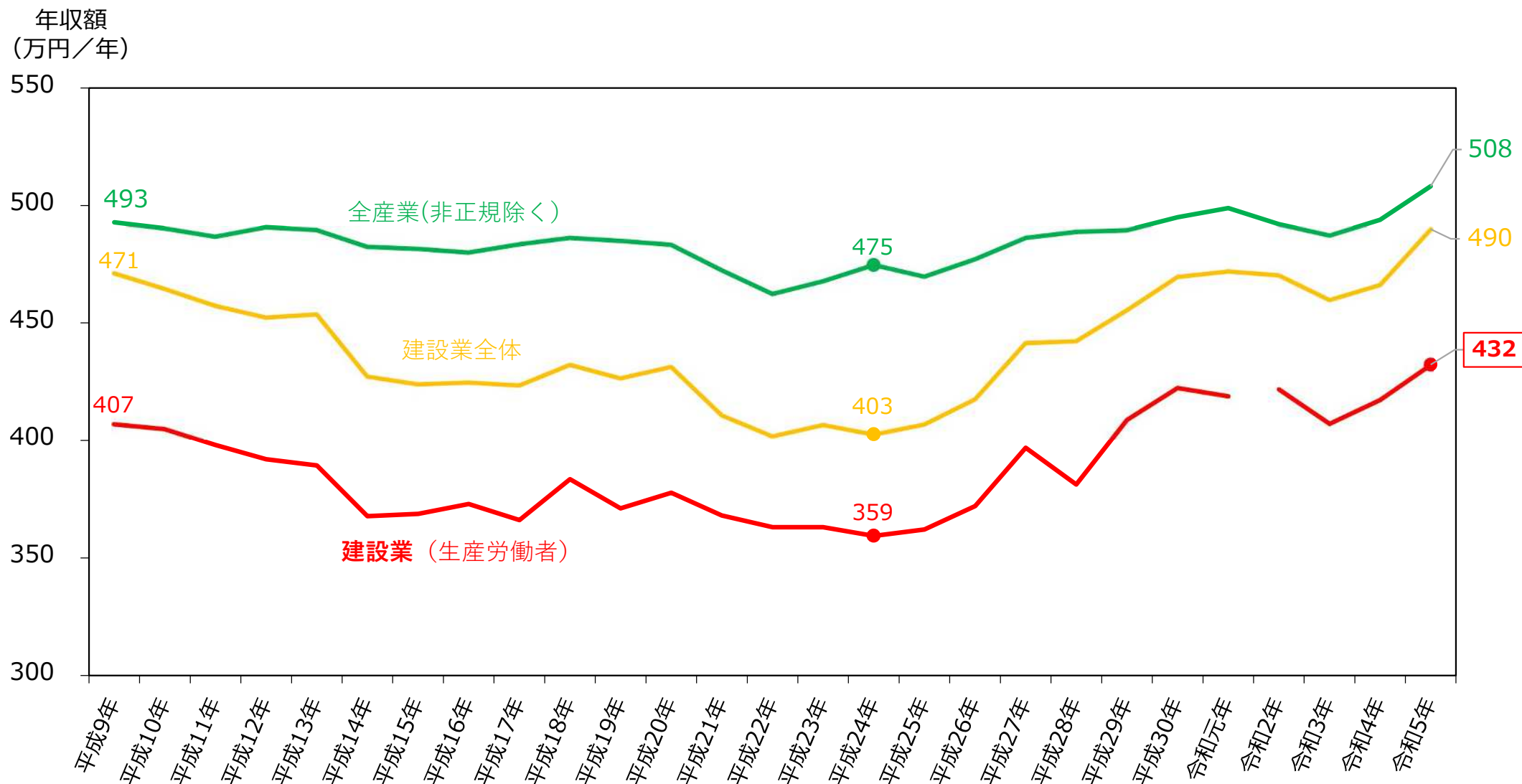
建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

(3)賃金の推移(建設業と他産業との比較)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

- ・ 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- ・ 建設業全体は、賃金構造基本統計調査の「生産労働者」及び「管理・事務・技術労働者」の各区分の賃金(R2以降は「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者」と「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者以外」の各区分の賃金)を、労働者数(労働力調査)にて加重平均して推計。
- ・ 建設業(生産労働者)のR2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

2. これまでの各種施策

《処遇改善（賃上げ）関係》

- （１）建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策・・・・・・・・・・ P. 7
- （２）令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について・・・・・ P. 8
- （３）適正な賃金水準確保のための取引適正化の取組・・・・・・ P. 9

《価格転嫁関係》

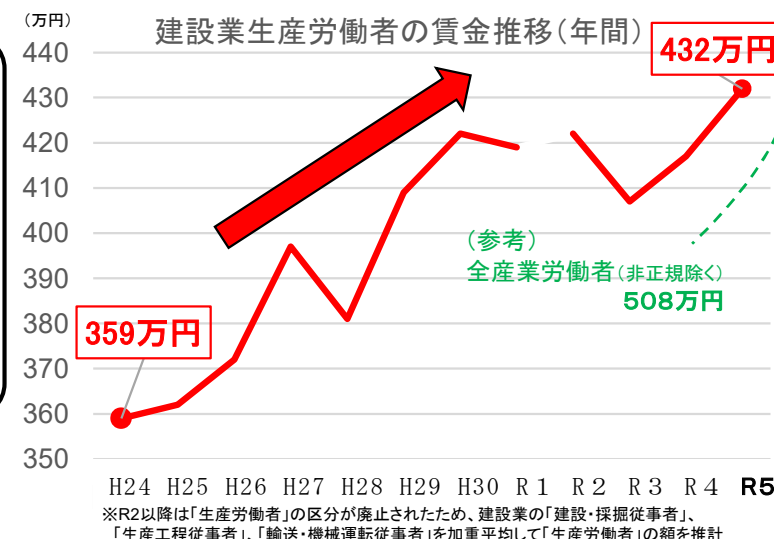
- （４）主要建設資材の価格推移・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
- （５）建設資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組・・ P. 11

《働き方改革関係》

- （６）これまでの建設業の働き方改革の取組・・・・・・・・・・ P. 12
- （７）工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）・・・・・・ P. 13

(1)建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策

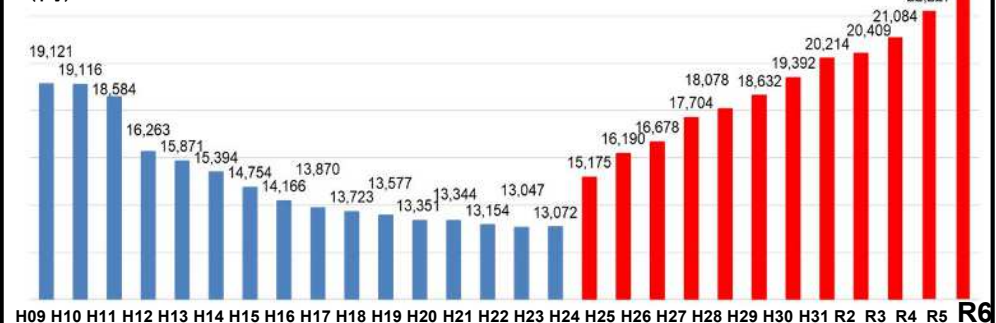
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の**賃金は着実に上昇**。
- 賃上げは政府の最重要課題。
- 今後も、**未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要。



最近の賃上げ施策

発注者・元請間での賃金原資の確保(公共中心)

- 公共工事設計労務単価を12年連続で引上げ。**(+5.9%)**



※ コンサルタント等の技術者単価や建物の保守・点検業務等の労務単価も引上げ

- 取引実態に即した公共契約・変更。
 - ・ 最新の単価を予定価格に反映。
 - ・ 材料費変動に伴う請負代金額の変更(スライド条項)。
- ダumping受注対策として、
 - ・ 低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和4年度から一般管理費等率を引上げ。
 - ・ 同内容の取組を自治体に要請。全都道府県が国並み以上。

労働者への賃金支払いの確保

- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで**申合せ(R6.3)**
 - ・ 技能者の賃上げについて「**5%を十分に上回る上昇**」を目標とすること



出典:官邸HP

建設業団体等との賃上げ等に関する意見交換会

- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。

- 公共工事設計労務単価を基に**技能レベル別の年収**を試算・発表。
 - 能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- 1.2万社を対象に**元下間の取引**を調査。(毎年度)
 - 加えて、約160社を対象に受発注者間及び元下間の取引を**実地調査**(令和5年度)
 - 調査に基づき、賃金上昇が阻害されないよう**指導**。

(2) 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

(1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

(2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比；+5.9% (平成24年度比；+75.3%)

主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比；+6.2% (平成24年度比；+75.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%	運転手（一般）	23,454円	+7.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%	型わく工	28,891円	+6.6%
軽作業員	16,929円	+6.3%	大工	27,721円	+4.9%
とび工	28,461円	+6.2%	左官	27,414円	+5.0%
鉄筋工	28,352円	+6.6%	交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
運転手（特殊）	26,856円	+6.3%	交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

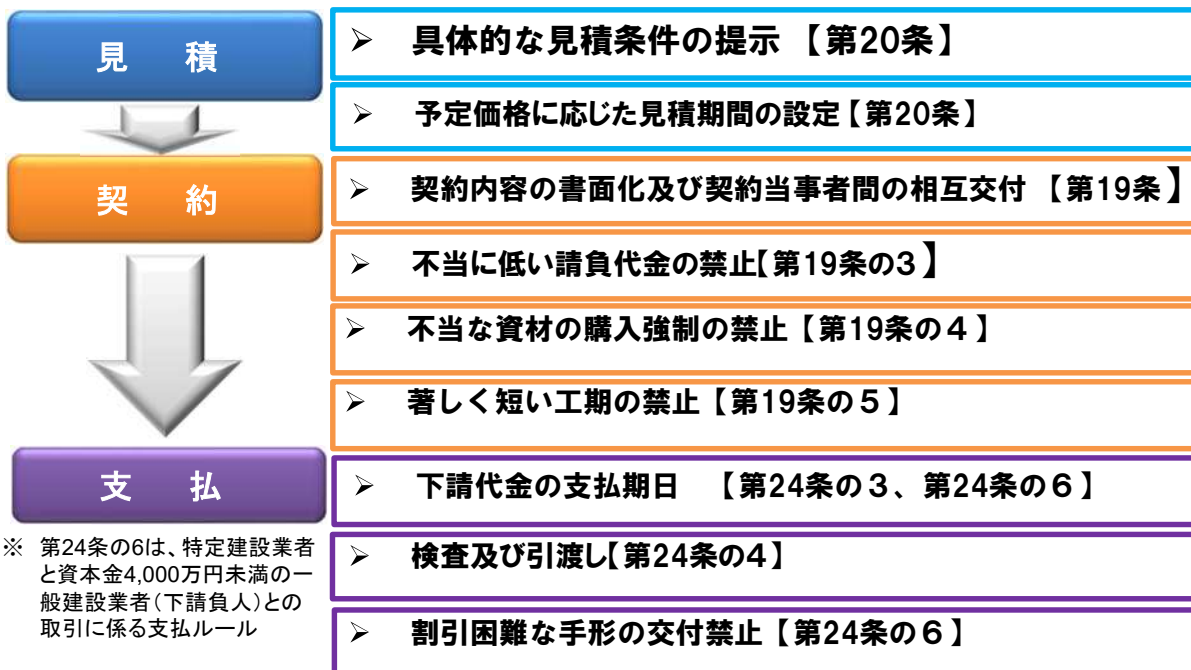
(3)適正な賃金水準確保のための取引適正化の取組(これまで)

- ◆技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行い、適正な請負代金で契約をすることが重要。
- ◆建設業法においては、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に不当に低い請負代金を強いることを禁止した「不当に低い請負代金の禁止」や下請代金の支払期日の規定など、見積から契約、その後の支払に至るまで、各種ルールを設けることにより、請負契約を適正化。
- ◆これらのルールについて、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的な事例を示しつつ、ルールのポイント等を解説する「建設業法令遵守ガイドライン」を策定・周知し、法律の不知による法令違反の防止を図るとともに、「駆け込みホットライン」の設置や、立入検査等を通じて、請負契約の適正化を推進。

駆け込みホットライン



建設工事の請負契約に関する現行の主なルール



※ 第24条の6は、特定建設業者と資本金4,000万円未満の一般建設業者(下請負人)との取引に係る支払ルール

「建設業法令遵守ガイドライン」

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

- ：建設業法に違反する行為事例
- ▲：建設業法に違反するおそれのある行為事例

指値発注(法第19条の3等)

■元請下請間で請負金額に関する合意がないまま、下請負人に工事を着手させ、下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合

赤伝処理(法第19条の3等)

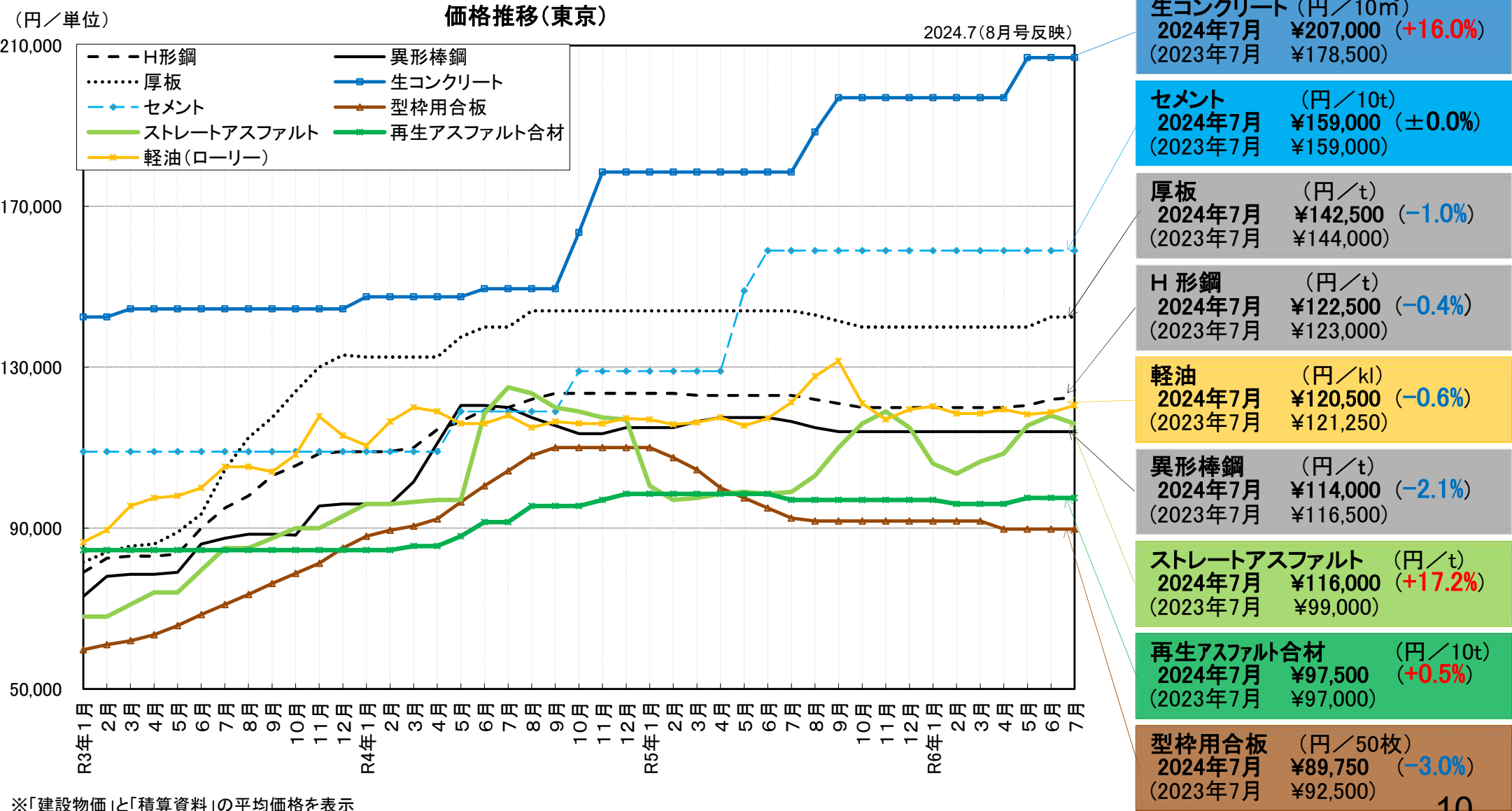
▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引いた場合

長期手形(法第24条の6第3項)

▲特定建設業者である元請負人が、手形期間が120日(令和6年11月以降は60日)を超える手形により下請代金の支払を行った場合

(4)主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては小幅に上下しながら高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

括弧内は前年同月比

建設資材の高騰分は、受注者を含むサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を図る必要。

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請※)。

国 県 市 民 建

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請※）。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況を見る化。

※都道府県や市区町村に対しては直接働きかけ（全国ブロック監理課長等会議や都道府県主催会議（公契連））。

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

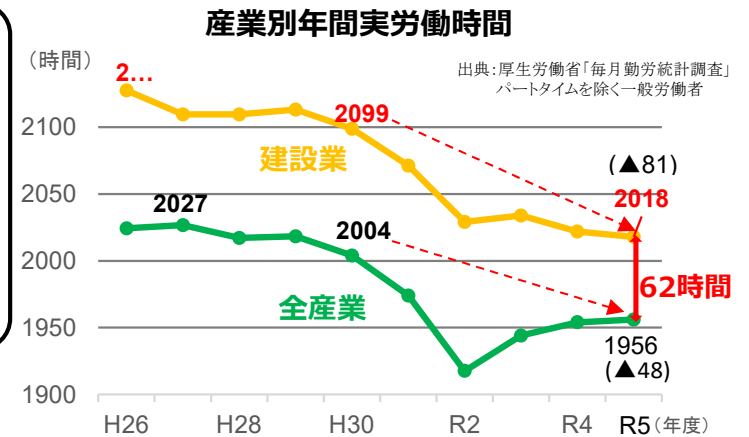
市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

(6)これまでの建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画: はたらきかたススム特設サイト

3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R6.3改定)
<改定の主な内容>
 - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因 (**猛暑日**) における**不稼働**を考慮して工期設定。→ **基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ**
- ・国交大臣と建設業4団体が労働時間規制の導入を踏まえて、「**必要な対応に万全を期す**」ことを**申合せ**
- ・厚労省と連携して**実地調査し、是正指導**



■建設業4団体との申合せ

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔都道府県〕令和6年度から原則**100%**を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

4. 生産性の向上

- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

(7) 工期に関する基準 改正の概要 (令和6年3月)

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

3. 建設業法改正

《背景と方向性・概要》

- (1) 法改正の背景と方向性 P. 15
- (2) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する
法律の一部を改正する法律（概要） P. 16

《労働者の処遇改善》

- (3) 処遇改善 P. 17
- (4) 「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止 . . . P. 18
- (5) 改正後の建設業法（労務費の基準関係） P. 19

《労務費へのしわ寄せ防止》

- (6) 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止 P. 20
- (7) おそれ情報の通知と、誠実協議の求め P. 21

《働き方改革・生産性向上》

- (8) 働き方改革と生産性向上 P. 22
- (9) 工期ダンピング対策の強化 P. 23
- (10) 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化 P. 24

《その他》

- (11) 改正建設業法の施行時期 P. 25

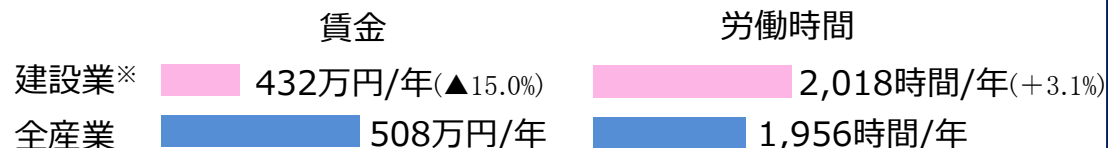
(1)法改正の背景と方向性

背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

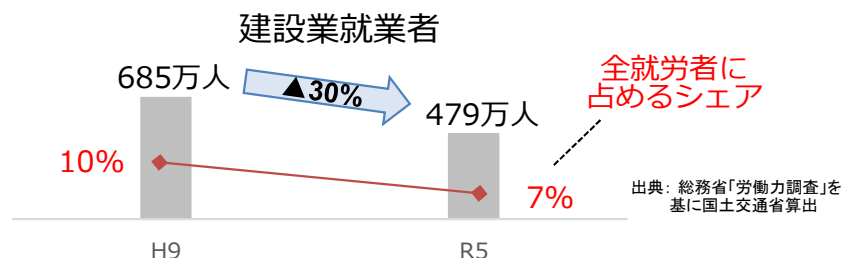


担い手の確保が困難

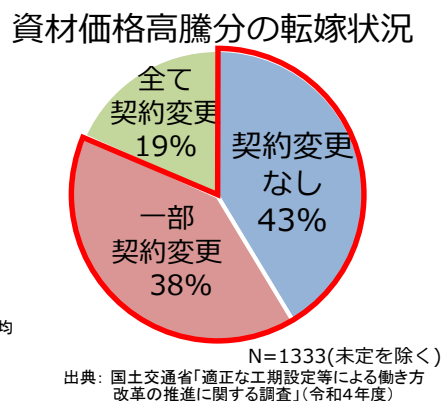
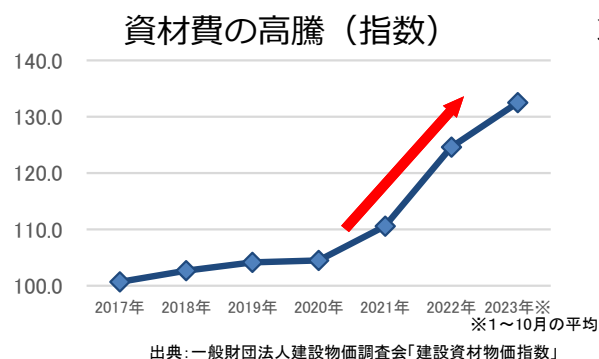


※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

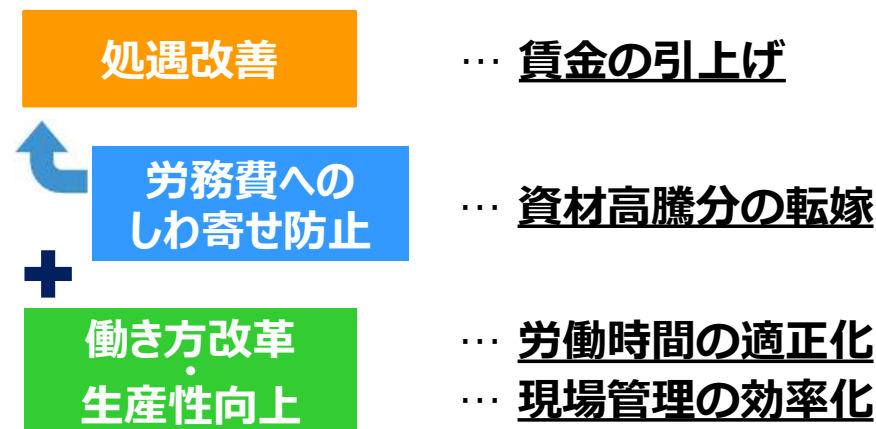


- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

(2)建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年
全産業 494万円/年 1,954時間/年 (+3.5%)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

労務費への
しわ寄せ防止

働き方改革

生産性向上

賃金の引上げ

資材高騰分の転嫁

労働時間の適正化
現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 標準労務費の勧告**

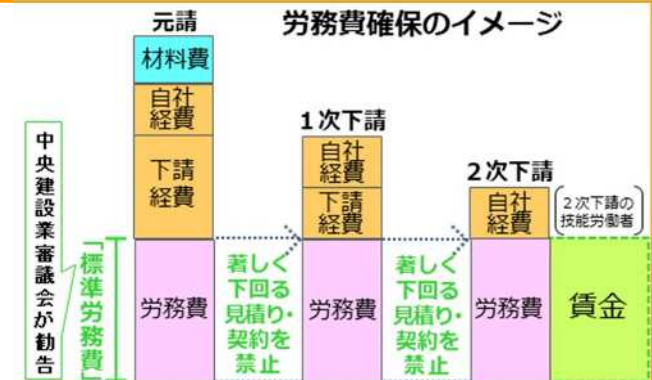
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡ 国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(**リスク**)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化

- 契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議**に応じる**努力義務**※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる**義務**

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を**強化**(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上**

・**現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

・国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**(例. 元下間でデータ共有)

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

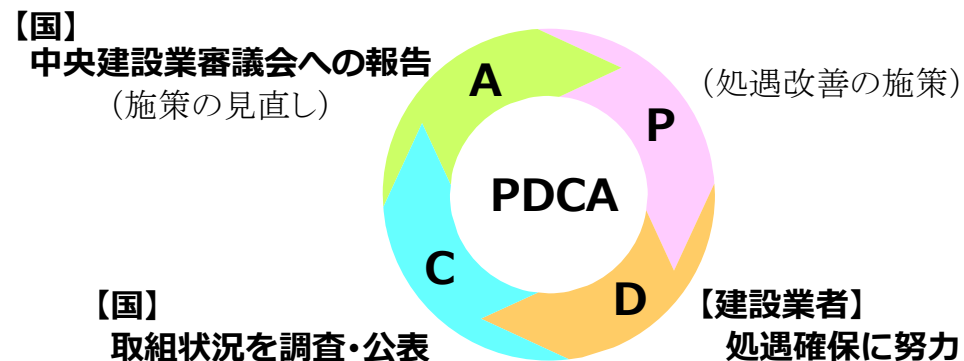


(3) 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

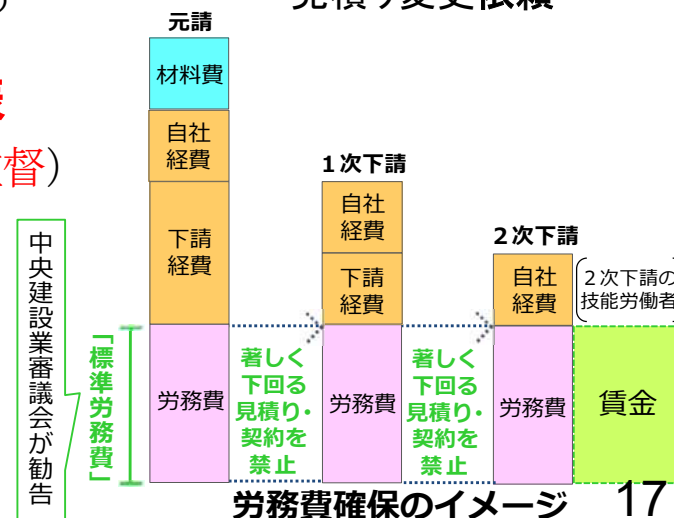
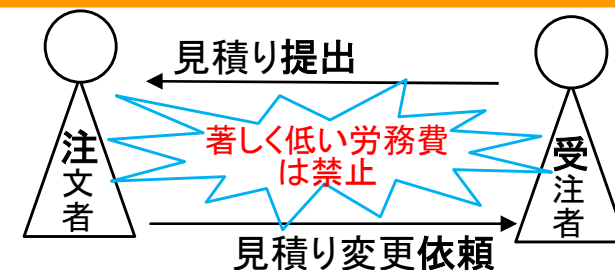


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

(4)「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止(まとめ) 国土交通省

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 **<R6改正>**

注文者

受注者

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 **<R6改正>**

◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 **<R6改正>**

◆正当な理由がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**

<「著しく低い労務費等」とした場合・・・>

- － 建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**
- － 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

<「原価割れ契約」を結んだ場合・・・>

- － 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**／注文者である建設業者に対しては**公取委から措置**
- － 公共発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

中央建設業審議会による「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

3 (略)

「労務費の基準」を著しく下回る積算見積りや請負契約の禁止

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。

3 (略)

4 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

5 (略)

6 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

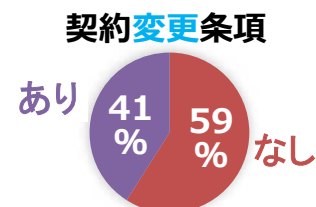
7 前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

8 (略)

(6) 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

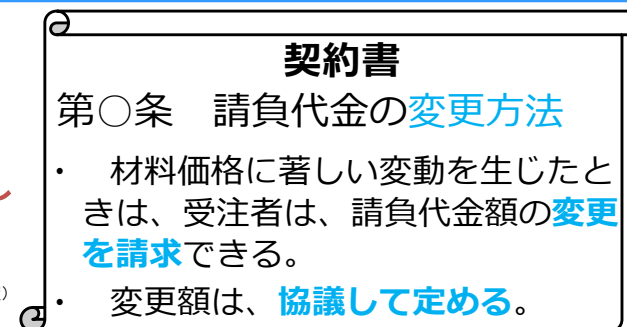
契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

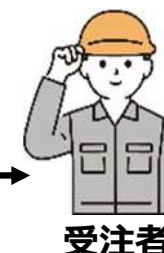
- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

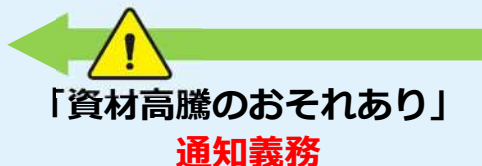
(7)おそれ情報の通知と、誠実協議の求め(建設業法20条の2)

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)

第二十条の二 (略)

- 2 建設業者は、その請け負う建設工事について、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰**その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結するまでに**、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて**通知しなければならない**。
- 3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する**事象が発生した場合**には、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての**協議を申し出ることができる**。
- 4 前項の**協議の申出を受けた注文者**は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、**誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない**。

【契約前】



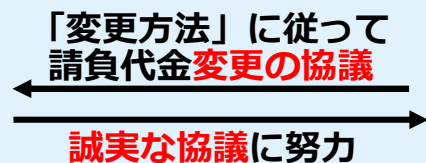
運用上の留意点 (イメージ)

資材高騰リスクの情報を注文者・受注者の**双方**が**契約前に共有**

⇒ 契約後に、実際に資材が高騰した場合の**負担**に関する協議の**円滑化**

- ✓ 受注者は、**把握**している範囲で情報提供すれば足りる
(資材高騰の見込みについての新たな調査は**不要**。根拠は**公表資料**を用いる)
- ✓ 将来のあらゆる可能性を網羅した膨大なリスク情報を提供しても、**負担**協議の円滑化には**寄与しない**おそれがあるので注意

【契約後】



- ✓ **事前通知なしでも**、契約上の「変更方法」に基づき**協議は可能**
- ✓ 「誠実」な協議とは、協議のテーブルに着いたうえで、申出の内容を真摯に聞き、変更の申出に至った背景事情を十分理解し、対等な立場から互いの意思が合致するようにできる限り努力が必要
- ✓ 誠実に協議した上で、双方合意として**価格変更しないこともあり得る**。
(必ず契約変更することを定めた規定ではない)

注文者は、リスク発生時の契約変更協議については誠実に対応する努力義務
(申し出られた協議の門前払い、申し出を理由とした不利益な取り扱い等は**禁止**)

今後、制度運用上の留意点をガイドラインとしてとりまとめ、変更協議促進という制度趣旨にかなう通知や協議の方法を周知予定

(8) 働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

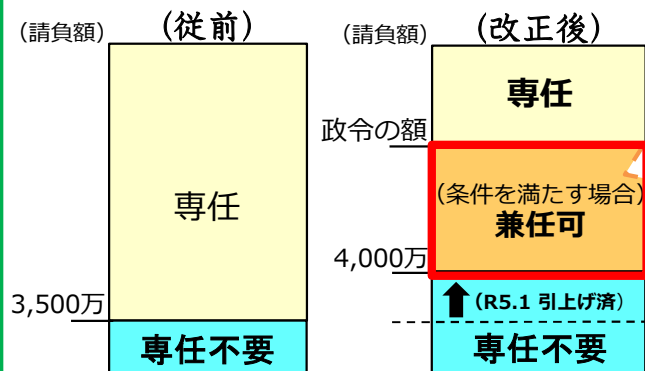
契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任不可

◆ 営業所専任技術者の兼任可

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化
※ 多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に) 22

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

- ◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】
Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

受注者

- ◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 **<R6改正>**
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**

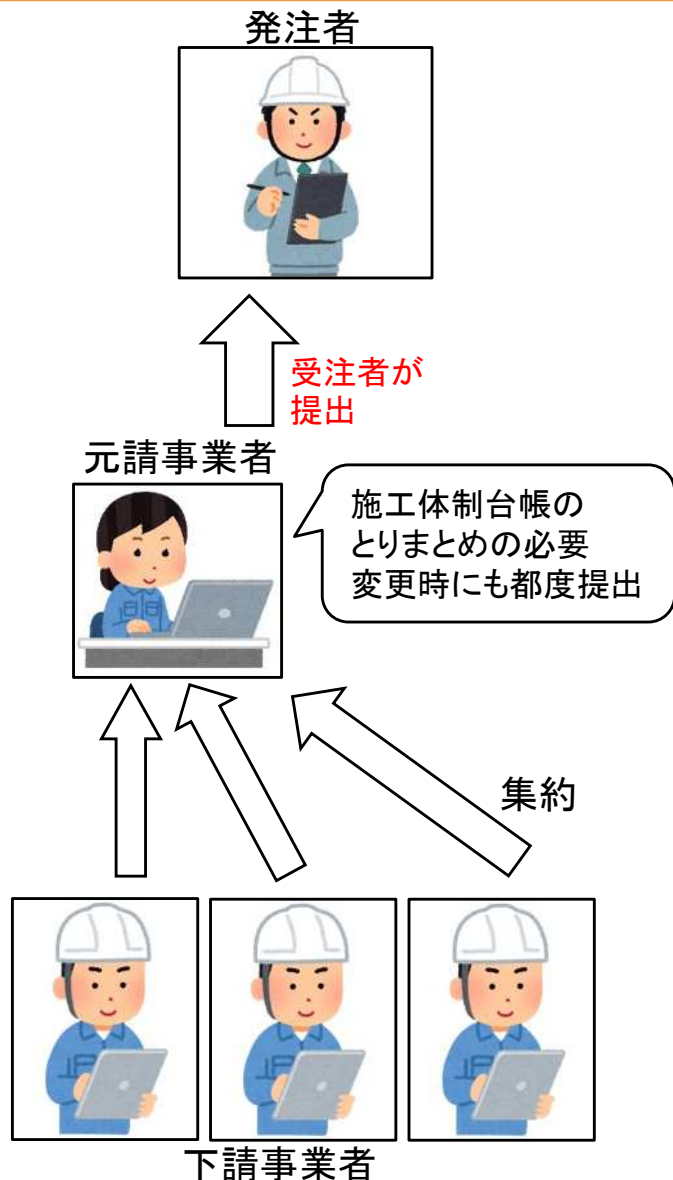
<「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- **建設業者**（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

(10) 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化(入契法第15条第2項の改正)

- 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**

これまでの施工体制台帳等の扱い



<現行制度>

公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、

- ① 施工体制台帳の作成
- ② 施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

<制度見直しの背景>

元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

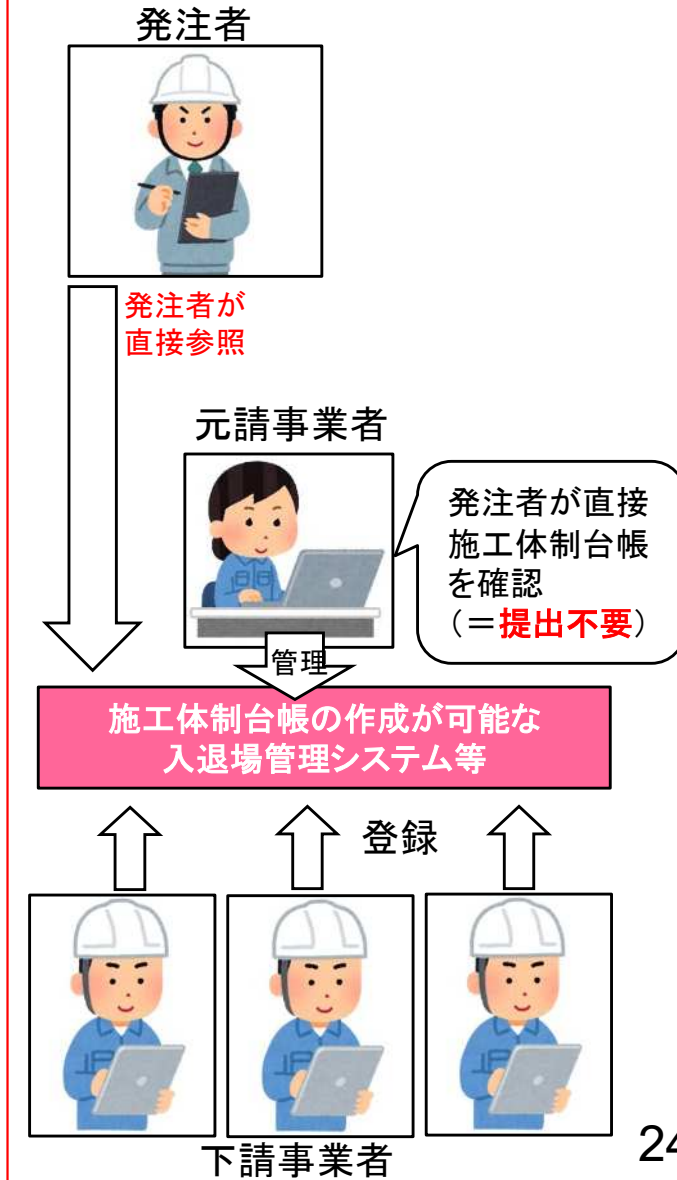
⇒ 元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

法改正により提出義務を緩和

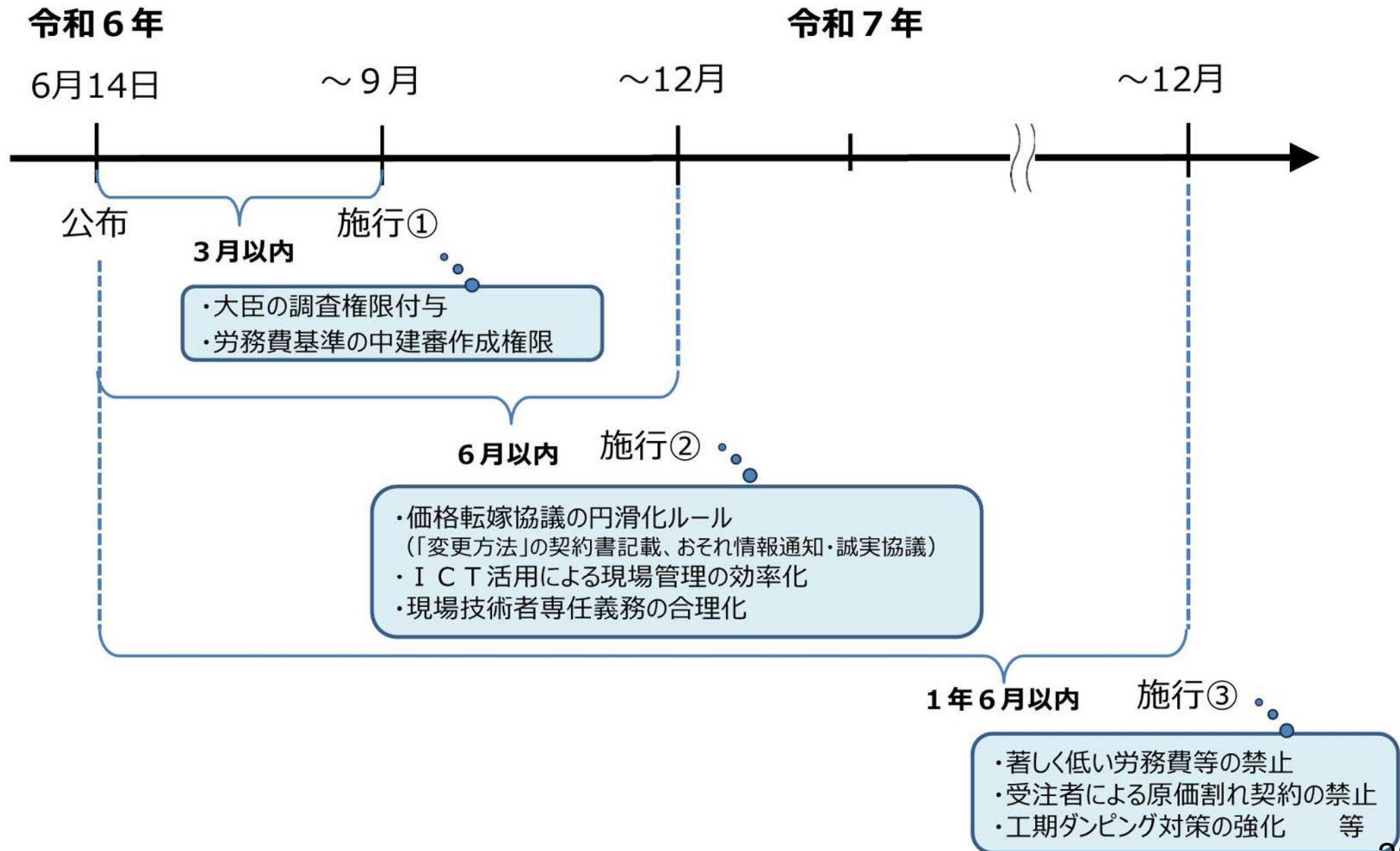
<見直し後の提出義務について>

- ・提出義務は存置
- ・ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置を講じている場合は、提出不要とする(※措置は国土交通省令で規定予定)

改正後



(11)改正建設業法の施行時期



4. 建設業法令遵守 (取引の適正化について)

1-1 見積条件の提示(見積依頼)

注文者が行う見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません



建設業法 第20条第3項

1-2 材料費、労務費等必要経費を記載した見積り

R6改正

工事の種別ごとの**材料費・労務費**等、工事の施工に必要な経費の内訳、工程ごとの作業、準備に必要な日数を記載した見積書（材料費等記載見積書）を作成するよう努めなければなりません



○受注者側

作成する見積は工事を施工するために**通常必要と認められる材料費・労務費等の額を著しく下回るものであってはならない**

※今後「**労務費の基準**」が示される予定

○注文者側

見積書の内容を**考慮するよう努める**
通常必要と認められる材料費・労務費等の額を著しく下回るような変更を求めてはならない

○国土交通省または知事

違反した発注者に**勧告・公表**することができる

1-3

適正な見積期間の設定

注文者は、受注者が**見積もりを行うに足る期間**を設けなければなりません



建設業法 第20条第3項

1-4 工期等に影響を及ぼす事象に関する通知①

契約締結前

注文者は、事前に知り得た工期や請負代金額に影響を及ぼすおそれについて、契約締結前までに通知しなければなりません

R6改正 受注者は、事前に知り得た資材供給の著しい減少、資材価格の高騰その他、工期や請負代金の額に影響を及ぼすおそれについて、契約締結前までに通知しなければなりません



1-5 工期等に影響を及ぼす事象に関する通知②

契約締結後

R6改正 工期等に影響を及ぼす事象を通知した受注者は、請負契約の締結後に事象が発生した場合には、注文者に対して協議を申し出ることができます

R6改正 協議の申し出を受けた注文者は、誠実に協議に応ずるよう努めなければなりません



建設業法 第20条の2 第3項、第4項

2-1 書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、相互に交付しなければなりません



建設業法 第18条、第19条第1項

2-2 契約書に記載すべき事項①

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（15項目）を記載することが必要です



建設業法 第19条第1項

契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目

契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る紛争を未然に防ぐことが目的です。

請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の**15項目**を満たしていなければなりません。（建設業法 第19条参照）

① 工事内容

② 請負代金の額

③ 工事着手の時期及び工事完成の時期

④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部
の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の
負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に
関する定め

⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく工事内容の変更または請負代金の額の変更及
びその**額の算定方法に関する定め**

R6改正

⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与する
ときは、その内容及び方法に関する定め

⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並び
に引渡し時期

⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑬ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保
証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金そ
の他の損害金

⑮ 契約に関する紛争の解決方法

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を書面で記載しなければなりません。

① 分別解体の方法 ② 解体工事に要する費用 ③ 再資源化するための施設の名称及び所在地 ④ 再資源化等に要する費用

書面での契約締結方法

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

①	請 負 契 約 書		
②	注文書・請書	+	基本契約書
③	注文書・請書	+	基本契約約款

2-3 契約書に記載すべき事項②

R6改正

契約書には、**価格等の変動**又は変更に基づく工事内容の変更または**請負代金の額の変更**及びその**額の算定方法**に関する定めを記載しなければなりません

御社から変更協議していただき、額は協議して決めましょう



注文者

価格変動時は契約変更していただけますか？



受注者

契約書（イメージ）

第〇条 請負代金の**変更方法**

- …材料価格に著しい変動を生じたときは、相手方に対してその理由を明示して必要と認められる**請負代金額の変更を求めることができる。**
- 変更額は、**協議して定める。**…

建設業法 第19条第1項第8号

2-4 追加・変更契約について

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、**着工前に書面による契約変更**が必要です



建設業法 第19条第2項

3 著しく短い工期の禁止

注文者は、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません

R6改正 受注者は、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません

6ヶ月で完成させてくれ

※「通常必要と認められる期間に比べて著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

注文者

受注者

その工期では
長時間労働となり
無理ですよ

建設業法 第19条の5
第1項、第2項

4

不当に低い請負代金の禁止

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用し、**通常必要と認められる原価に満たない金額**で請負契約を締結してはなりません

R6改正

受注者は、正当な理由がある場合を除き、**通常必要と認められる原価に満たない金額**で請負契約を締結してはなりません



直接工事費のほか、間接工事費、一般管理費（法定福利費含む）等、通常必要と認める原価を見込んだ金額での協議を！

5

不当な使用資材等の購入強制の禁止

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません



建設業法 第19条の4

6

やり直し工事について

下請工事の施工後に、注文者が受注者に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、当事者間で十分な協議を行う必要があります



建設業法 第18条、第19条第2項、第19条の3

7 赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません



建設業法 第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項

8 下請代金の支払い

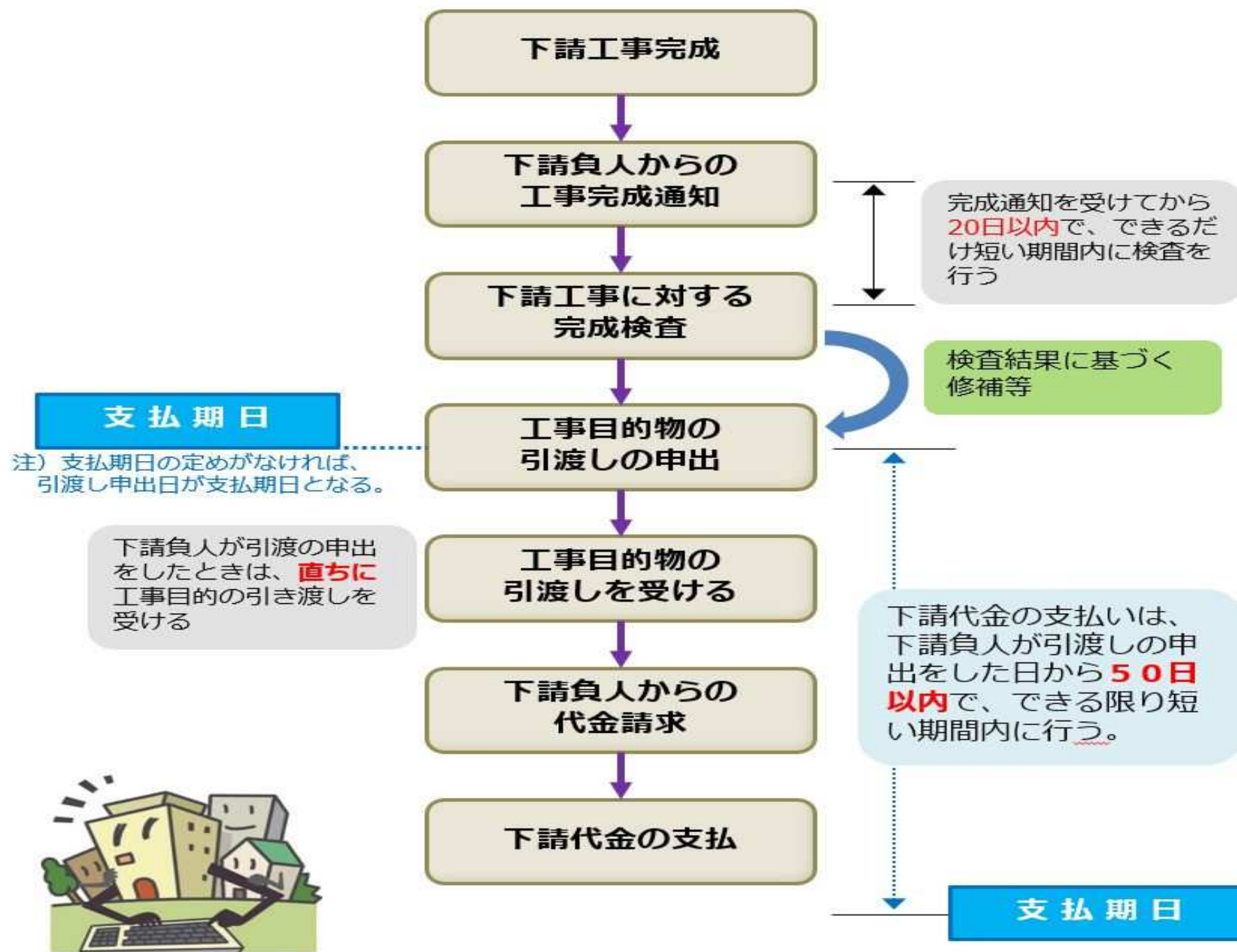
注文者から代金の支払いを受けた元請請負人は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません

特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があってから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません



建設業法 第24条の3、第24条の6

【もっと詳しく】検査・引渡・下請代金の支払フロー



9

下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払

下請代金のうち**労務費**に相当する部分については、**現金**で支払うよう適切な配慮をしなければなりません

現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれます。

現金でお支払い
します

元請負人



従業員の給料支払いも
あるので、
助かります

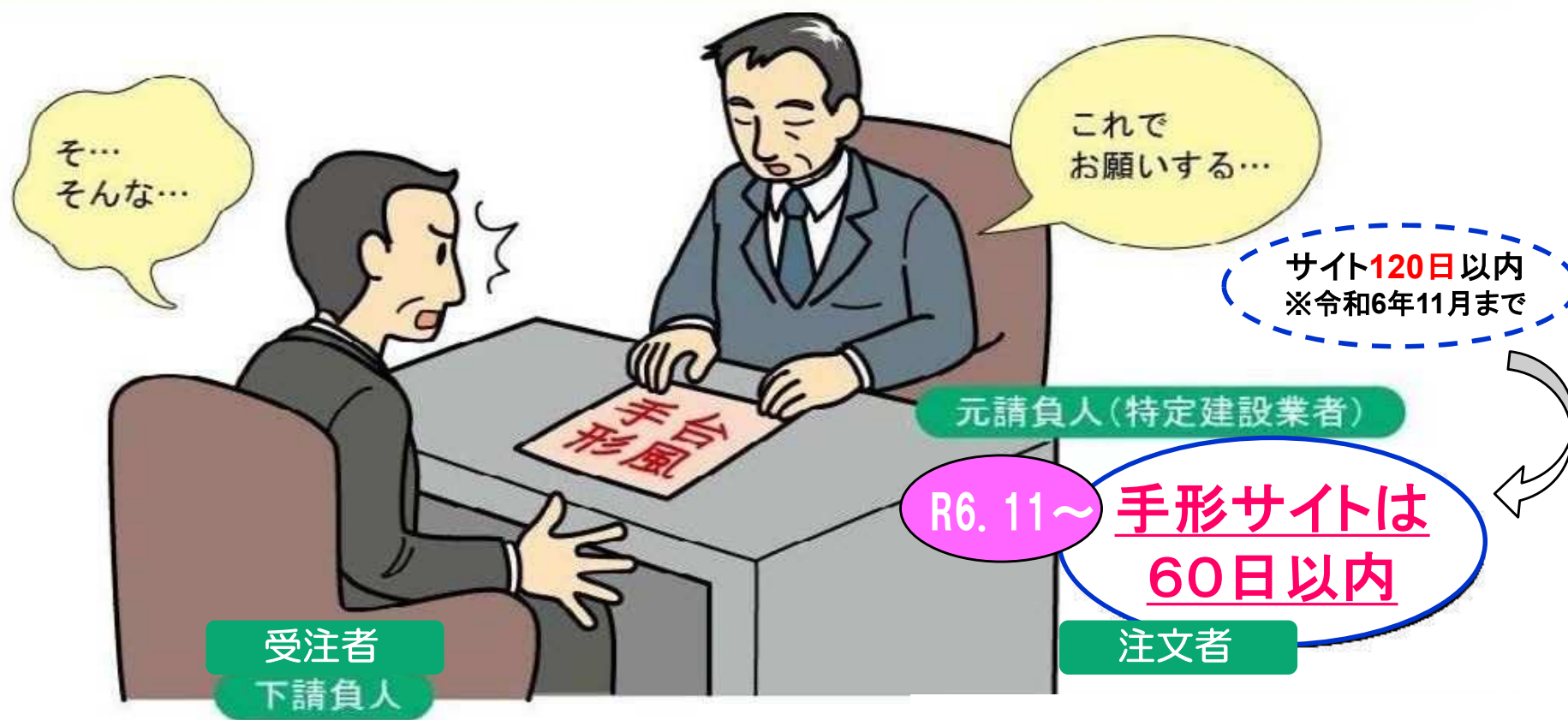
下請負人



建設業法 第24条の3第2項

10 割引困難な手形での支払い

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません



建設業法 第24条の6第3項

11 不利益取扱いの禁止

元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはなりません

通報したから
取引は停止だ

元請負人

元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- ・ 不当に低い請負代金の禁止（第19条の3）
- ・ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）
- ・ 下請代金の期間内の支払い義務（第24条の3第1項）
- ・ 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第24条の4）
- ・ 特定建設業者の下請代金の支払い義務（第24条の6第3項、第4項）

12

帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません



保存期間 5年

※発注者から直接請け負った新築住宅建設に係るものは10年

※発注者から直接請け負った元請業者には、以下の図書について10年の保存を義務付け

- ・完成図書
- ・発注者との打合記録
- ・施工体系図

建設業法 第40条の3

活動趣旨

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度創設以来、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行っている。

具体的方針

1. 建設Gメンの実地調査

本年6月に改正建設業法が公布され、「労務費の基準」を著しく下回る見積りや契約の禁止など、技能労働者の資金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールが整備された。

これを踏まえ今年度は、請負代金、労務費、工期に重点を置き、発注者、元請負人、下請負人に対して、「適正な請負代金・労務費の確保」「適切な価格転嫁」「適正な工期の設定」「適正な下請代金の支払い」について調査をし、新ルールを踏まえた適切な対応を求めるとともに、不適当な取引に対しては改善指導等を行うことにより、取引の適正化を図る。

(1) 適正な請負代金・労務費の確保

- ・ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ・ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
- ・ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ・ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等

(2) 適切な価格転嫁

- ・ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に示された行動を適切にとっているか
- ・ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等

(3) 適正な工期の設定

- ・ 「工期に関する基準」に基づき、請負契約の締結の際に、建設業者が工期の見積を適正におこなっているか
- ・ 建設業者が見積もった工期が実工期に反映されているか 等

(4) 適正な下請代金の支払い

- ・ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ・ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか ※発注者の手形期間等も調査
- ・ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

具体的方針

2. 法令違反疑義情報の収集

相談通報窓口である「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を周知する。
通報時の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないように、通報者の保護に特に努める。

3. 立入検査の実施

違反のおそれを把握した建設業者に対して、強制力のある立入検査を実施する。
立入検査等に合わせて、対象企業に対し、建設業の法令遵守及び改正建設業法の更なる周知を図る。

4. 建設業取引適正化推進期間

10～12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施する。
建設Gメンにおいても、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を行う。

5. 関係機関との連携

- (1) 各県労働局や労働基準監督署との連携による、発注者等に対する適正な工期の設定に向けた働きかけを実施する。
- (2) 建設関係団体との情報・意見の交換を行い、研修会の合同開催するなど改正建設業法の周知に努める。
- (3) 不良・不適格業者に対しては、速やかな情報共有、合同による立入検査の実施等について、各県の建設業許可部局等との間で連携・協力し対応する。

6. その他

- (1) 元請下請間のトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」の周知。
- (2) 建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた周知。
- (3) 資源有効利用促進法の省令改正により、建設発生土の搬出先の確認等が義務化されたことを受け、元請業者へ当該制度の周知。
- (4) 規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人は、全ての下請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書の提出を求めるなど法令遵守の周知。

指導・助言・勧告

監督行政庁が建設工事の適正な施工と建設業の健全な発達を図るために、必要に応じて是正等を求める行為です。

指 示

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁による指示の対象になります。指示とは、法令違反や不適正な事実の是正、再発防止のため建設業者が具体的にとるべき措置を監督行政庁が命令するものです。

営業の停止

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止の対象になります。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などには、指示なしで直接営業の停止を命じられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可の取消し

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業の停止に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取消しがなされます。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示や営業の停止が命じられることなく、許可の取消しとなります。

5. その他

- (1) 手形による下請代金の支払・・・・・・・・・・ P. 52
- (2) 建設キャリアアップシステム・・・・・・・・・・ P. 54
- (3) 建設業に関する各種相談窓口・・・・・・・・・・ P. 58

(1)手形による下請代金の支払

1. 手形サイトに関するルール

- 特定建設業者が注文者となった下請契約（当該下請契約の下請負人が資本金4000万円未満の一般建設業者であるものに限る。）に係る下請代金の支払については、一般の金融機関による「割引を受けることが困難であると認められる手形」を交付してはならない。【建設業法第24条の6第3項】
- 特定建設業者が、手形サイトが120日を超える手形を交付した場合、上記の「割引を受けることが困難である手形」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項違反となる。

手形サイト：手形の交付日から支払期日までの期間のこと

→ 令和6年11月以降、60日超のサイトを指導の対象とする

2. 手形サイトの短縮等に向けた政府の取組

- 「手形等のサイトの短縮について」（令和4年2月16日 20211206中庁第1号・公取企第131号（通知））
 - 公正取引委員会及び中小企業庁が、概ね令和6年までに、60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請法（下請代金支払遅延等防止法）上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しの検討を行うこととしている。
- 「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）
 - 令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進し、先ずは下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する旨、閣議決定。

留意点

- 「割引困難な手形」等になるおそれのある期間を60日以内に変更（令和6年11月以降）、かつ、できる限り短い期間となるよう留意。
- 令和8年の約束手形の利用の廃止に向け、現金払い化を促進するよう留意。

(2)建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステムの目的

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

人材確保

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通しをもて**、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



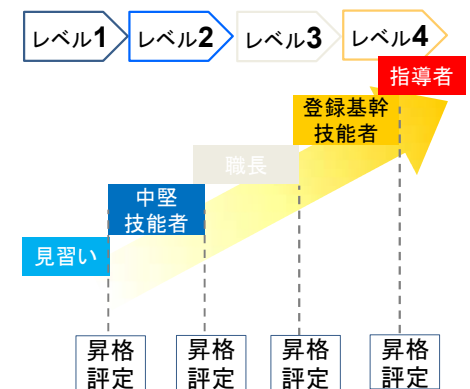
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

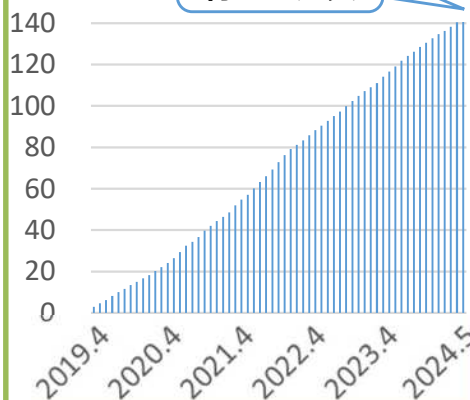
建設キャリアアップシステムの推進状況

- これまでの5年間の取組を通じて、**140万を超える技能者**、**26万を超える事業者**が登録。一方で、就業履歴や能力評価はさらなる拡大の余地。
- 一部の企業において、CCUSを活用して、**経験・技能に応じた処遇改善**を進める事例や、**現場管理等の効率化**を図る事例が生まれてきており、このような取組をさらに拡大する必要。

技能者・事業者の事前登録

- ・技能者の40%を超える約144万人、許可業者の約半数にあたる26万者が登録

技能者登録
約144万人

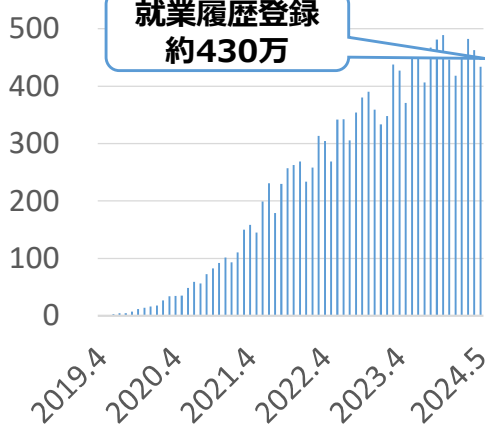


- 技能者・事業者の登録は一定程度進展

就業履歴の蓄積、能力評価の実施

- ・月間で430万を超える就業履歴の登録
- ・職種の8割をカバーする42分野で能力評価基準を策定。能力評価を受けた技能者は約9万人

就業履歴登録
約430万



- 技能者登録数と比べると**さらなる拡大の余地**
- 就業履歴の蓄積環境が必ずしも整備されていないこと、就業履歴蓄積や能力評価のメリットが感じられないことが主な課題。

経験・技能に応じた処遇

- ・一部の企業において、CCUSレベルに応じた手当の支給など、**CCUSを活用して処遇改善を図る取組**を実施

レベル	キャリアアップ手当
4 (金)	20,000円
3 (銀)	15,000円
2 (青)	10,000円
1 (白)	5,000円

(A社の手当の例)

- CCUSを活用した処遇改善を取組を**一層拡大させる必要**
- CCUSを活用した処遇改善の取組が、技能者や取引先から必ずしも評価されていないことが主な課題

現場管理での活用

- ・一部の企業において、CCUSを活用して社会保険加入状況を確認するなど、**CCUSを活用して現場管理の効率化を図る取組**を実施

技能者ID	技能者名	職種	立場	健康保険		年金保険
				加入	種類	
12345678	建設一郎	特殊作業員	職長	有	国民健康保険組合	...
90122345	土木花子	とび・土工	班長	有	国民健康保険組合	...
67890123	建築次郎	配管工		有	国民健康保険組合	...
...						

- CCUSを活用した現場管理の効率化を取組を**一層拡大させる必要**
- CCUSを活用することに対して、技能者や企業が**利便性を十分感じられていない**ことが主な課題

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件> ・ CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・ 労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
 ・ 「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

(3)建設業に関する各種相談窓口

国土交通省では以下の各種相談窓口等を設けております

建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、開庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索



建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内

建設業取引適正化センター

トラブルを解消して、健全な取引をしよう！

建設業取引適正化センター

検索

センター
東京 TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

相談料
無料

センター
大阪 TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp



【受付時間】 9:30～17:00 (土日、祝日及び12/29～1/3を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決に向けての方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

駆け込みホットライン

—建設業法違反通報窓口—

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、開庁日を除く)

- 「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン

検索

その他の建設業法に関するお問い合わせ窓口

建設業法に関するお問い合わせ等は、地方整備局等や都道府県の建設業許可担当部署も併せてご活用下さい

各許可行政庁の連絡先は国土交通省ホームページでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧

検索

建設業法及び各種ガイドラインのご確認は
国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法

検索

元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン

検索

- 下請負人が、元請負人から不当な資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払保留など、建設業法に違反するおそれがある行為を受けたとして監督行政庁に通報したことを理由に今後の取引を停止するなど、不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。